

保護者様

枚方市教育委員会

新たな流行に備えた新型コロナウイルス感染症への予防について(お願い)

平素より、本市の新型コロナウイルス感染予防対策にご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、現在、全国的に新規感染者数は激減しておりますが、新しい株の流行が懸念されております。学校では、引き続き「こまめな手洗い」「3密の回避」「マスク着用」等の感染拡大防止対策の徹底に努めてまいります。

つきましては、ご家庭におかれましても、引き続き、新しい生活様式を実践いただき、下記のような、感染拡大防止へのご協力とともに、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な偏見、差別が生じないよう、冷静な対応をお願いします。

記

◆ ご家庭にご協力いただきたいこと(新型コロナワクチン接種が済んでいても同様)

1. 毎朝、健康観察を行い、**発熱などのかぜ症状による体調不良時は、自宅で休養をしてください**(かかりつけ医等お近くの医療機関に相談されることをおすすめします。)
  - ・ 毎朝、本人及び同居者みなさんで、体温測定を含めた健康観察を行い、記録をしてください。本人の健康観察の結果は、各校指定の方法で、登校時に学校まで報告してください。
  - ・ 学校で体調不良となった場合、緊急連絡先に連絡しますので、早退の準備をお願いします。

◆ 「出席停止」「欠席扱いとならない」場合 ◆

- ① 本人・同居者が陽性者と特定によるもの
- ② 本人・同居者が濃厚接触者と特定によるもの
- ③ 本人・同居者がPCR検査等受検待ち及び結果待ちである場合によるもの
- ④ 本人が発熱・風邪・倦怠感等の症状有または同居者が発熱・風邪・倦怠感等の症状がある場合によるもの  
※上記①～④の場合は、まずは学校までご連絡ください。なお、学校と連絡が取れない平日夜間及び土日祝日に、お子さまが陽性者と確認された場合は、**枚方市役所代表番号(電話:072-841-1221、午後5時00分から午後9時30分及び土日祝午前7時00分から21時30分)までご連絡ください。**
- ⑤ 主治医による指示(新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高いためなど)によるもの
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症の感染が不安(各校へご相談ください)によるもの

なお、「**児童生徒が医療機関等において新型コロナワクチン接種を受ける場合の出欠の取扱い**」については、以下のとおりです(ただし、新型コロナワクチン以外のワクチン接種は対象外です。)

(1) 児童生徒が医療機関等で新型コロナワクチンの接種を受ける場合の取扱い

例えば、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等に、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。

(2) 副反応が出た場合の児童生徒の出欠の取扱い

副反応であるかに関わらず、接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。また、発熱等の風邪の症状以外があった場合には、児童生徒や保護者から状況を聴取し、新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により、他者への感染の恐れはないが、療養する必要がある場合には、校長が「非常変災等生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合」に該当すると判断し、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録することで欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。

裏面もご覧ください。

2. 学校生活では「密接」場面が多く想定されるため、マスクの着用をお願いします。
  - ・ マスクの素材・色問いませんが、口や鼻を覆い飛沫を防ぐもので、清潔であること。なお、一般的なマスクは、不織布、布、ウレタンの順に効果があるとされています。
  - ・ マスク着用により、息苦しさを感じた時などは、マスクは外します。その際は、十分な身体的距離を確保し、マナーを守ってください。
3. こまめに手洗い・手指消毒を行ってください。
4. 適切な生活習慣を心がけてください。
  - ・ ウイルスに負けない心身の健康づくりを心がけてください（十分な睡眠、バランスのとれた食事、適度な運動、各種メディア（TV、SNS、ネットニュースなど）から離れる時間を作る など）。
5. 「3密の回避」を心がけ、会食時は、「会食する際の4ルール（「1テーブル4人以内」「2時間以内での飲食」「ゴールドステッカー認証店舗推奨」「マスク会食）」を徹底してください。

※尚、給食費につきましては、令和3年9月30日付 枚方市教育委員会 学校教育室 教育研修担当 ICT推進グループからのお知らせに記載の通り、『新型コロナウイルス感染症不安により登校せず、給食を食べない場合、給食費を返還します。』となっております。

【問い合わせ先】枚方市教育委員会 学校教育部 教育支援室 学校支援担当 電話 050-7105-8045（平日、午前9時～午後5時30分）